平成２２年（フ）第１５号
千葉県館山市大賀1009番地　嶌田貸家２号、申立時の住所千葉県南房総市富浦町原岡189番地７　サンヴィレッジ103号
債務者　黒田　茉美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１１９号
山梨県甲府市朝日１丁目10番８号
債務者　三澤　健太
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
山梨県甲府市高畑２丁目18番32号辻方
債務者　泉　　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
山梨県甲府市住吉３丁目２番12号ガーデンハウスＢ　201
債務者　遠藤　順子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
山梨県甲府市堀之内町701番地内藤ハイツ106
債務者　神戸　秀貴
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
山梨県甲府市堀之内町701番地内藤ハイツ106
債務者　神戸　奈美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
山梨県甲斐市玉川888番地県営玉川団地20号館213号
債務者　長澤　智子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
山梨県北杜市高根町村山西割2701番地１
債務者　中嶋　修一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1367番地２メゾニティ102号
債務者　笠井　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
山梨県甲府市住吉２丁目７番12号
債務者　細川　　仁
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
山梨県山梨市正徳寺574番地
債務者　根津　　康
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
山梨県甲府市城東３丁目２番16号アトリエゆう202号
債務者　鈴木裕三郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
山梨県韮崎市旭町上條中割1872番地１
債務者　矢崎　智子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
山梨県南アルプス市下市之瀬1329番地
債務者　秋葉　　健
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
山梨県中央市布施3308番地　グレースＢ棟203号
債務者　渕側　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
山梨県中央市臼井阿原2042番地24
債務者　志村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
山梨県甲府市里吉２丁目８番４―111号
債務者　宮嵜　英男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係